

厚木市幼稚園教諭等雇用サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな教育人材の確保を図るため、教育施設等を設置し、運営する法人等（以下「設置者」という。）に対し、厚木市幼稚園教諭等雇用サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和 45 年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教育施設等 次に掲げる施設をいう。

ア 市内において法人又は個人が運営する幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する私立幼稚園をいう。）又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき認定を受けている施設をいう。）

イ 幼稚園型認定こども園の連携施設 法第3条第3項の規定に基づき認定を受けている施設

(2) 幼稚園教諭等 設置者と雇用関係にある次に掲げる者をいう。

ア 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく保育士資格を有する者

ウ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の規定に基づく国家戦略特別区域限定保育士資格を有する者

エ 次に掲げる免許（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の規定に基づく免許をいう。）を有する者

(ア) 保健師

(イ) 看護師

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、設置者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、教育・保育人材の確保に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 住居手当 持ち家に係る費用及び賃貸住宅の家賃を対象として支給され

る手当

- (2) 出張旅費 幼稚園教諭等の確保のための大学、短大等への出張旅費
- (3) 広告費 幼稚園教諭等の募集広告に係る経費
- (4) 紹介手数料 幼稚園教諭等の採用に関して人材紹介会社等に支払う紹介手数料
- (5) 就職促進支援費 大学、短大等における講座、インターンシップ、実習等に係る経費
- (6) 相談支援費 勤務経験5年以内又は再就職後5年以内の幼稚園教諭等に対する相談支援、スキルアップ支援等に係る経費
- (7) 資格手当 幼稚園教諭等の資格を有している場合に支給される手当
- (8) 特殊業務手当 教育・保育の行事に従事した職員に対して支給される手当

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額を合計したものとする。ただし、幼稚園又は認定こども園にあつては75万円、幼稚園型認定こども園の連携施設にあつては60万円を上限とする。

(申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、厚木市幼稚園教諭等雇用サポート事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金所要額内訳書

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、補助金の交付を決定したときは、厚木市幼稚園教諭等雇用サポート事業補助金交付決定通知書により、当該設置者（以下「交付決定者」という。）に対して通知するものとする。

(事業の計画変更)

第7条 交付決定者は、当該事業の計画を変更しようとするときは、厚木市幼稚園教諭等雇用サポート事業変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 変更後の補助金所要額内訳書

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、審査の上、適当と認めるときは、厚木市幼稚園等雇用サポート事業変更承認通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、当該事業が完了した日の翌日から30日以内に、厚木市幼稚園等雇用サポート事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助金実績額内訳書
- (4) 支出を証する書類

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、事業が適当であると認めるときは、交付決定者からの請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた設置者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業が完了した日に属する市の会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。